

第2回 ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会 会議録

とき 平成20年8月28日(木) 午後7時～午後9時00分

ところ ニセコ町役場2階第2会議室

出席者	委員長	渡部 誠二	事務局	企画課長	加藤 紀孝
	副委員長	松田 裕子		経営企画係長	山本 契太
	委員	斉藤 うめ子		経営企画係主任	齊藤 徹
	委員	坪井 訓			
	委員	小野 剛良			
欠席者	委員	池田 ひろみ			(敬称略)

1 開会 委員長挨拶

2 報告 他自治体の自治基本条例の状況

(事務局より、資料「他自治体との自治基本条例比較表」により解説。東京都三鷹市(H18.4施行)、北海道白老町(H19.1施行)、岐阜県多治見市(H19.1施行)の三自治体と比較した。)

3 議事

(1) 条例内容に対する現状評価、意見集約及び検討

(資料「ニセコ町まちづくり基本条例の現状評価と論点」に基づき、各委員による意見・提案などをディスカッションした。)

<女性の参加について>

委員)ニセコ町議会における女性議員のクオータ制(割り当て制)を設けることを提案します。

(委員作成資料に基づき説明)全国の町村議会の40%は女性議員ゼロの現状。ニセコ町においても、今回の町議会は無投票で、しかも全て男性であり、とても将来が不安になった。男女半々にいる社会では当然のことだし、世界的に見てもクオータ制は当たり前になっているし、女性議員がいる議会は活気がある。日本はそういった意味では世界に遅れをとっており、ニセコでこれを取り入れることで、日本の政治体制にも先駆的役割を果たし、ニセコ町を更に発信することができるのではないかと。

委員)確かにそのとおりだが、制度よりもまず地域住民そのものが女性を出していこうという盛り上がりが必要。私自身も訴えたことがあったが、そもそも女性自身が参加するというところに目を向けていない。そういう女性たちを盛り上げていって、もっと沢山の声が上がってきてからのほうが良いのでは。いきなり上から制度だけで盛りに上がらない。

委員)制度を先につくってから、声を拾って盛り上げていくという手法もあるのでは。このままでは、100年はかかってしまう。

委員)国内でも女性参加が高い事例があるようだが、制度が先だったのか？それとも声が先だったのか？

委員)大阪の島本町は女性議員の割合が4割ぐらいいる。これは女性の住民運動(団体運動)があって盛り上がった。制度が先だったわけではない。

<「町民」の定義について>

委員)この条例の中の「町民」とは、住民票のある人のことか？

事務局)基本的には住民票のある人。後からできた白老町の条例では、町外から働きに来ている

人なども定義に含まれている様。

事務局) 制定当時は、「町民」のほかに「まちづくり」もはっきりと定義しなかった。まだ、言葉そのものも定着していないときだった。しかし、町外の人との連携についての規定や、寄付条例のように町外の人でもまちづくりに参加できる仕組みはある。

委員) 住民票は無いけど住んでいる人や季節ごとに住んでいる人は増えているのは確か。そういう人をどうとらえるか。

事務局) そういう人は参加させるべきととらえますか？

委員) 義務もあるし権利もあるとおもう。

事務局) ゴミも出すし、水も使うわけだし。

<議会や職員について>

委員) 議会や行政職員のあり方についても何かもっとあるべき。議会も同じテーブルで話し合う場がほしい。議会議員は住民より立場が上だと思っている議員が多い。町民から負託されているはずなのに、昔ながらの古い意識がある。

事務局) 職員については、まちづくりの専門スタッフとして位置づけている。地公法上は単なる町長の補助機関としかなくなっていなかった。

委員) 白老の条例24条では職員みずから施策の立案する責務がある。

事務局) ニセコ町では条例28条の政策法務の推進の条項が、その意味を含んであるのだが。

委員) しかし、わかりづらい。白老町はわかりやすい。

事務局) しかも、ニセコ町の条例は「町は…」だが、白老町の条例は「職員は…」となっており、職員みずから積極的に動かなければならない。

事務局) ニセコ町の23条に規定する議会の政策会議をどんどんやっていたらいいのだが。

委員) 住民と議員の勉強会のようなもの。

委員) 基本条例の「議会」に関するところは、議員の意見を聴く場があってもいいのでは。

事務局) 検討委員会として町長を通して議会にアプローチすることは可能。

委員) はじめの基本条例には、議会は独立機関だからということで条項を入れていなかったが、あとから議会の発案で入れてきたのだから、意見は聴く必要がある。しかし、出てくる議員がいるかどうか。

委員) 町民のために選ばれた議員なのに、来ない人がいるなんてことがあるのか。

委員) 前に進むには、先に話を持っていったほうがいいのでは。後でいきなり持っていったら、何だこれはということになる。

<文言について>

委員) たとえば40条中に「町長は」とあるが、「町長等は」としないと不在時にあやふやになることはないか。

事務局) ここでいっている「町長」とは、町の代表者という意味であって、町長個人を指しているわけではなく、当然不在時はその代理のものになる。

委員) しかし、一般の人は勘違いしそう。

事務局) 検討する。

<外国人対応について>

委員) まちづくり基本条例の英語版はないのか?

事務局) 洞爺湖サミットを期に、世界へ発信しようと実は作成中である。

委員) もっと知りたい今年の仕事や広報なども英語版をつくれれば、もっと外国人にニセコ町の取り組みやサービスの内容も伝わる。また、英語で担当できる人が職員にいないと現実的に困らないのか。町の姿勢としても必要。

事務局) シドニー事務所へ派遣されている職員もいて、来春には帰ってくるので、それから可能性はある。実際に救急の現場などでは、既に英語が必要とされている。

<こどもの参加について>

委員) こどもたちが自力でまちづくり基本条例みたいなものを作らせても面白いのではないのか。これからは将来のある子供たちに理解してくれないと定着していかない。こどもまちづくり委員会もあるのだし、こども議会でも理事者を困らせるようないい質問をしている。

委員) こども達のこども達によるこども達の条例ということ。

委員) こどもの権利条約のようなものも取り入れていってはどうか。また、例えば香水はつけたら駄目とか環境に配慮するとか、特徴的に面白いものがあったらいい。

委員) 子供のころ児童会で校則をつくったことがあったが、“～してはいけない・・・”という項目を沢山作っていったら、先生に「これで楽しいのか?」といわれたことがある。もしそういうことをやるとしたら、大人がきちっと見ている必要はある。

委員) こどもたちも自分たちで創っているんだという実感は湧くとは思う。

<住民参加(外国人や新旧住民)について>

委員) 「情報共有」と「住民参加」について、この2大原則は今後も変わらず生きていくと思う。

外国人の参加についての問題は、新・旧住民というとらえ方のなかで解決していく方法もある。外国人でなくても、新住民と旧住民が必ずしもいい関係ではないということもよく耳にする。

<町民の責務、コミュニティについて>

委員) 町民が自己利益実現のための言動や、コミュニティを嫌うというような傾向は、世代間の差などもあるだろうが原因分析が重要。そして日常の中で解決していくのがベスト。「モンスターペアレント」「モンスター住民」のような事例はあるのか。

<議会について>

委員) 議会については栗山町のようにインターネット中継をすることでいい緊張感をもたらすのではないのか。また、議会の活発化には、議員自身も公務員である自覚も必要だし、条例の原案権なども活用しなければ。今は法が変わって委員会でも参考人を呼ぶことができるわけだし、議員も専門的知識が豊富なわけでないので、外部の有識者などをどんどん活用するようなことが必要。

委員) 質問に答えるのは関連する課長しかできないのか?

事務局) 通告があって、一問一答のような感じなので今はそうなっている。

委員) 例えば、前任者がいたり詳しい人が他にいると思うし、工夫次第でいい議論ができる。

委員) 白老の条例のように国にも物申す的なものがあったらいい。議会は住民の暮らしを守るための防波堤でなければならないのでは。

< 議会事務局の役割、議会について >

委員) 議会事務局の役割は？

委員) 円滑に議会ができるよう調整や、調査。しかし、調査費については予算もない状況。

委員) 実際に事務局を使って調査をして質問したことはない。

委員) では議会事務局の存在意義が問われる。

委員) 現状はスタッフも2名しかいなく、この現状は同じような規模ではどこも同じ。

委員) 自治法上、議会の運営に細かい規定はなく、もっと自由にできるはず。本来、議会は最も住民に近いはず。

委員) 委員会も傍聴が可能。過去にも傍聴した人はいた。

委員) もっと人数を多くして議論を活発にし、かわりに日当制にして、経費を抑えることもできる。

委員) 人数を増やすことは難しいが、議会の形にこだわる必要はない。委員会制のようにフリーに議論できるような形。

事務局) 広報ひとつで議会も変わってくる可能性もある。例えば議会便りに議員インタビューをかならず入れていくとか。

委員) 倶知安のように音声だけでもながしたら違うのに。委員会の議事録も載っていない。一番濃いところなのだが。

事務局) そういった意味では国会のほうが進んでいるかもしれない。

委員) 議会が動くのは陳情という形がもっとも有効。何かしら対処をしなくてはならない。

委員) 1人で陳情をあげることはできるのか？

委員) やはり同じ思いの何かしらの組織やグループを作らないといけない。

委員) 議員の半数女性がいれば必ず変わると思うのだが。

委員) もっと一般住民の声が議会に上がってれば、自ずから変わってくるはず。

< 職員の評価について >

委員) 職員のひとりひとりの評価は、組織の結束よりむしろ分断を招くのでは。そのような評価ならむしろないほうが良い。当然能力の差はあると思うのだが、それは人事で適材適所により対処できるはず。それより、むしろ事業単位の評価が必要。

< 住民参加の個々の制度について >

委員) まちづくり懇談会は、農家の多忙な時期が過ぎた11月ぐらいに開催しているが、次年度予算に反映するには遅すぎるのではないか。遅くとも9月ぐらいまでに開かないと次年度に反映できない。

また、まちづくり町民講座についても、役場からの興味のないテーマになると参加人数が減る一方。逆にテーマを募集するなど要望にこたえて、町民提案型にしてみてもは。

< 内部通報者の保護 >

委員) 町民利益につながる内部通報者の保護制度はあったほうが良いのでは。

< 議会について >

事務局) どうしても議会についての意見は多いが、行政から議会に意見を言うのは難しい。

委員) やはり役場が入るとおかしくなるので、住民から言う仕組みがあるといい。

事務局) 過去に議員が会場の前に並んで、町民が意見をぶつけるような町民講座みたいなのが開

催されたことがあったが、双方とも評判が良かった。ああいうのをまた開ければいい。

委員)今の議会改革をやるうという人はいない。この検討委員以外の一般住民の声がもっと必要。

事務局)委員会の答申は、町長を通じて議会に投げかけることは可能。しかし、議会に直接の権限はない。あくまで町長に対す諮問機関である。

委員)では、町長の采配で内容の一部がカットされることもありうる?

事務局)ありうる。しかし、この内容も一般に公表される。

<住民参加の個々の制度、自治全般について>

事務局)個々の住民参加の制度についての意見も次回までにほしい。確かに、個々の参加の制度については制度疲労を起こしている。しかし、ひとつの制度疲労を取り上げて、住民参加や地方自治そのものまで否定されるような間違いがおりうる事態にある。新しいアイデアがあればぜひ出してもらいたい。

委員)制度としてあるということが住民にとってとても大切。

事務局)一番の危機は、合併信奉の期限切れが迫ってきているということ。ニセコのような小さな町はしっかり自分の町の自治の形やビジョンを打ち出していないと消滅してしまう。今年、来年が勝負の年でもある。

委員)住民同士が声かけしてグループ化してしていき、声を上げていくのが住民自治の始まりである。